国立大学法人東京海洋大学受託研究取扱規則

平成 16 年 4 月 1 日
海洋大規第 84 号
改正　令和元年 10 月 23 日 海洋大規第 139 号
改正　令和 2 年 4 月 1 日 海洋大規第 4 号
改正　令和 2 年 5 月 1 日 海洋大規第 55 号
改正　令和 3 年 3 月 19 日 海洋大規第 62 号
改正　令和 8 年 11 月 1 日 海洋大規第 106 号

（趣旨）

第１条　この規則は，国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

２　受託研究は，本学の教育研究上有意義であり，かつ，本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り，受け入れるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規則において「委託者」とは，本学の以外の全ての外部機関及び個人をいう。

２　この規則において「受託研究」とは，本学が外部からの委託を受けて職務として行う研究で，必要な経費を委託者が負担するものをいう。

３　この規則において「研究担当者」とは，受託研究の実施に当たり，当該研究に直接参加する本学の教員等をいう。また，「研究協力者」とは，研究担当者以外の者で当該研究に協力する者をいう。

４　この規則において「研究代表者」とは，研究担当者のうち，当該受託研究を統括する者をいう。

（受入れの条件）

第３条　受託研究の受入れに当たっては，次の各号に掲げる条件を付するものとする。

（１）受託研究は，委託者が一方的に中止することはできないこと。

（２）受託研究の結果生じた発明等に係る知的財産権は，原則として本学に帰属するものとし，委託者に対してこれを無償で使用させ，又は譲与することはできないものとする。

（３）受託研究に要する経費（以下「受託研究経費」という。）により取得した設備等は，返還しないこと。

（４）やむを得ない事情により受託研究を中止し，又はその期間を延長する場合においても，本学はその責を負わず，また，原則として受託研究に要する経費を委託者に返還しないこと。ただし，特に必要があると認める場合には，不用となった経費の額の範囲内において，その全部又は一部を返還することができる。

（５）委託者は，原則として受託研究経費の全額を，受託研究の開始前までに本学に納入しなければならない。ただし，やむを得ない場合には，協議の上，当該受託研究開始後における納入又は分割して納入することができるものとする。

（６）前各号に定めるもののほか，学長が特に必要と認める条件

（委託の申込み）

第４条　委託者は，学長あてに，別に定める受託研究申込書及び研究費算定内訳書を提出するものとする。ただし，国等の競争的研究費等（受託研究に限る）の場合は，採択に係る通知等をもって委託の申し込みが行われたものとする。

２　前項の研究費算定内訳書は，当該研究担当者があらかじめ委託者の同意を得て作成するものとする。

（受入れの決定）

第５条　受託研究の受入れの決定は学長が行うものとする。

２　学長は，受託研究の受入れの決定に当たっては，あらかじめ研究推進委員会に諮問するものとする。

（受入れの通知）

第６条　学長は，受託研究の受入れを決定したときは，直ちにその旨を契約担当役に通知し，委託者には別に定める受託研究受入決定通知書により，通知するものとする。

（受託研究契約の締結）

第７条　本学及び委託者は，受託研究の実施に当たり，別に定める受託研究契約書を標準として，受託研究に関する契約（以下「受託研究契約」という。）を締結するものとする。ただし，委託者が，受託研究契約の契約書の作成を申し出たときは，この限りでない。

（経費の納付）

第８条　委託者は，原則として受託研究に要する経費（以下「受託研究経費」という。）の全額を，受託研究の開始前までに本学に納入しなければならない。ただし，やむを得ない場合には，協議の上，当該受託研究開始後における納入又は分割して納入することができるものとする。

（受託研究経費）

第９条　受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は，謝金，旅費，消耗品，研究支援者等の人件費，設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額とし，当該負担する額を算定する場合における間接経費の額は，直接経費の30%に相当する額を標準とするものとする。ただし，次の各号の一に該当する場合は，間接経費の一部又は全部を免除することができる。

（１）委託者が国（国以外の団体等で，国からの補助金等を受け，その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）である場合

（２）委託者が国以外の場合であって，学長が次のいずれかに該当すると認めた場合。

イ　当該研究に対する社会的要請が強く，その成果が公益の増進に著しく寄与するものと期待されるもの。

ロ　当該研究が本学の教育研究上極めて有意義であると認められるもの。

（３）　競争的資金による研究費のうち委託者の財政事情により間接経費の納付ができない場合で，学長がやむを得ないと認めるもの。

（設備等の取扱い）

第１０条　受託研究経費により，研究の必要上，本学において新たに取得した設備等は，本学の所有に属するものとする。

２　受託研究の遂行上必要な場合には，委託者から，受託研究経費のほか，その所有に係る設備等を受け入れることができるものとする。

３　前項の規定により設備等を受け入れる場合には，その搬入及び搬出に要する経費は，原則として，委託者が負担するものとする。

（受託研究の研究成果の公表）

第１１条　受託研究による研究成果は，原則として公表するものとする。ただし，その公表の時期・方法等については，委託者と協議するものとする。

（受託研究の中止又は期間の延長）

第１２条　研究代表者は，天災その他やむを得ない事由により，受託研究を中止し，又はその期間を延長する必要が生じたときは，直ちに別に定める受託研究変更（中止）承認申請書を学長に提出し，承認を受けるものとする。

２　学長は，前項の承認申請書により受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは，これを中止し，又はその期間を延長することを委託者と協議の上，これを決定し，その旨を契約担当役に通知するものとする。

３　委託者から，止むを得ない事情により，当該受託研究の中止又は研究期間の変更の申込みがあったときは，双方協議の上，これを決定するものとする。

（受託研究の研究成果の報告）

第１３条　研究代表者は，当該受託研究が終了したときは，別に定める完了報告書を学長に提出しなければならない。ただし，国等の競争的研究費等（受託研究に限る）において，当該競争的研究費等の定めに従って委託者に完了報告書を提出している場合は，それをもって代えることができる。
2　学長は，契約で定める期日までに，委託者に対して当該受託研究の成果及び経費の使用状況について報告しなければならない。

（研究の完了又は中止等に伴う受託研究経費等の取扱い）
第１４条　受託研究を完了し，又は前条の規定により，受託研究を中止した場合において，第８条の規定により委託者から本学に納付された直接経費の額に不用が生じた場合は，委託者からの請求に基づき，これを返還するものとする。
2　本学は，受託研究を完了し，又は中止したときは，第１０条の規定により委託者から受け入れた設備等を，研究の完了又は中止の時点の状態で委託者に返還することができるものとする。

（雑則）
第１５条　この規則に定めるもののほか，受託研究の取扱いに関し必要な事項は，学長が別に定める。

附　則
この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和元年海洋大規第 139 号）
この規則は，令和元年 10 月 23 日から施行する。
附　則（令和 2 年海洋大規第 4 号）
この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 2 年海洋大規第 55 号）
この規則は，令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
附　則（令和 3 年海洋大規第 62 号）
この規則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 8 年海洋大規第 106 号）
この規則は，令和 8 年 11 月 1 日から施行する。